



法改正情報（改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです）

● 19歳以上23歳未満の被扶養者認定要件変更の案内とQ&A — 日本年金機構が公表

令和7年度税制改正において、**19歳以上23歳未満**の親族等を扶養する場合における**特定扶養控除**の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、**扶養認定**を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が**19歳以上23歳未満**である場合の**年間収入要件**の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、**変更内容の案内**や**Q&A**を公表しています。

1. 19歳以上23歳未満の年間収入要件が「150万円未満」に

扶養認定日が**令和7年10月1日**以降で、扶養認定を受ける者が**19歳以上23歳未満**の場合は、現行の要件である「年間収入**130万円未満**」が「年間収入**150万円未満**」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

2. 被扶養者認定における年間収入要件変更のQ&A

日本年金機構のQ&Aでは、以下のようなことが示されています。

- ▶ あくまで**年齢**によって**判断**され、学生であることの要件は求めない。
- ▶ 年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の**年間収入**の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の**過去の収入**、**現時点の収入**または**将来の収入の見込み**などから、**今後1年間の収入を見込むこと**となる。
- ▶ 令和7年10月1日以降の届出で、**令和7年10月1日より前**の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は**130万円未満**で判定する。

内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

■【日本年金機構「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

**10月の税務と労務の手続**（提出先・納付先）**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

**トピック**（最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました）

● スマホでの「マイナ保険証」の利用が開始(9/19)

19日から、スマートフォンに搭載したマイナ保険証を一部の医療機関や薬局で利用できるようになった。利用者は、マイナポータルアプリを使ってマイナ保険証として登録してあるマイナカードの読取り等を行えば搭載できる一方、国が医療機関や薬局を対象に無料配布したカード読取り機でそのままスマホ読取りにも対応できるものは約3万台と、現時点では対応可能な施設は限られる。

【後記】 国税庁が「年末調整のしかた」を公表しました

国税庁より「令和7年分 年末調整のしかた」（全64ページ、以下「パンフレット」という。）が公表されました。今年の年末調整には複数の変更点があります。企業においては早めの確認と実務への備えが大切です。パンフレットでは、「昨年と比べて変わった点」として、以下の3つが挙げられています。

■ 年末調整のしかた／改正項目

- ① 所得税の基礎控除の見直し等
- ② 給与所得控除の見直し：最低保障額が65万円に
- ③ 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて3万円～63万円を控除
- ④ 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が58万円以下に

- ② 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除
- ③ 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※上記のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります」との注意書きもあり。

誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。そのためにも、今回公表されたパンフレットや10月に公開予定の「年末調整がよくわかるページ」（国税庁）を確認し、改正点の周知に努めましょう。

【国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/nencho_all.pdf